

名誉感情侵害の論点

(1) 名誉感情とは何か

- 民法723条にいう名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価すなわち名誉感情は含まないものと解するのが相当である（最二小判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁）
- 人格的価値（品性、徳行、名声、信用等）に対する評価が対象となる

名誉感情が侵害されているといえるか

東京地判令和4年8月24日

東京高判令和5年3月23日

- 「H氏はゴミみたいなものを書いている」、「H氏は箸にも棒にもかからないくだらない物書き」といった表現は、原告の表現物や表現活動に対する評価として用いられているにとどまり、専ら原告の人格攻撃に向けられたものと認めるには足りない。

「いいね」事件

- tw16「こっち来るなよ」
- tw13「誰だよてめーは」「いきなり現れて好き勝手言ってんじゃねーぞ」
- 「控訴人らの名誉感情を侵害するものと認められる。」とあるが、人格的価値に言及されているのか？

不快感と名誉感情侵害の違い

- 大阪高判平成4年7月30日（1992WLJPCA07300001）
- 不快感、焦燥感、憤りなどを抱いたとしても、右のような人格感情は、名誉感情のように法的保護に値するものとして社会的に是認されたものとか、法律上、一定の金銭をもって償われるべき精神的苦痛ということとはできない

(2) 背景事情を検討する必要性

- 本件スレッドの他の書き込みの内容、本件書き込みがされた経緯等を考慮しなければ、被上告人の権利侵害の明白性の有無を判断することはできない
(最三小判平成22年4月13日民集64巻3号758頁)
- 「いいね」事件：「いいね」がされた経緯を詳細に検討している。

書かれていない背景事情を考慮するのか

東京高判令和5年2月14日

- 「食糞で著名」との表現が、**それ自体として、他の書き込みの内容や投稿に至る経緯等を考慮するまでもなく**、被控訴人に対する社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認められる
- → 背景事情を考慮せず違法認定

東京地判平成25年4月12日

- 「クソデブ女が早く死ねや！」…これらの侮辱的な文言は、いずれも、原告の人格的価値に対して具体的に言及するものではなく、**具体的な根拠も挙げずに**無意味な罵詈雑言を羅列するもの
- → 背景事情を考慮せず適法認定

(3) 必要とされる違法性の程度

- 「もともと社会生活を送る以上人との摩擦は免れ難いし、何気なく言った言葉が人の感情を害してしまうことはありがちなことであり、その大多数は法的な責任の問題として取り上げるのではなく、個人の良識と寛容の精神によって解決していくべき問題であろう。」
- 「誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過し難い、明確、かつ、程度の甚だしい侵害行為がされた場合ということになろう。」東京地判平成8年12月24日判タ955号195頁
- (東京地判平28・8・30、さいたま地判平29・7・19、東京地判平29・7・19、東京地判令元・5・7)